

# 訪問看護ステーション ゆい 運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社まるが開設する訪問看護ステーション ゆい(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション ゆい
- (2) 所在地 福井市舟橋1丁目 304

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数を配置する。  
看護師その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏期8月15日、16日及び年末年始12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活の看護
  - ・健康状態の観察
  - ・水分や食事摂取・栄養についてのケア・助言
  - ・入浴や清拭等の清潔ケア・排泄ケア
  - ・療養環境の整備
  - ・寝たきり、床ずれ予防など
- ② 医療的処置・管理
  - ・チューブ類の管理  
(胃ろう、膀胱留置カテーテル等)
  - ・服薬管理
  - ・褥瘡の処置
  - ・医療機器の管理  
(呼吸器、吸引器、在宅酸素など)
  - ・その他医師の指示による処置・管理など
- ③ ターミナルケア
  - ・体の症状や苦痛の緩和、最期を自宅で安心してすごせるよう支援
  - ・本人、家族の精神的支援
  - ・関係機関との連携
- ④ 認知症などの看護
  - ・生活リズムの調整方法について
  - ・体調や服薬管理など
  - ・本人、介護者への心理的支援
- ⑤ 重症心身障がい児の看護
  - ・健康状態の観察、家族の心配事の相談や助言
  - ・沐浴や入浴などの身体的ケアのサポート
  - ・必要な医療ケアのサポート
  - ・療育機関との連携
- ⑥ リハビリテーション
  - ・日常生活動作や活動範囲を維持・拡大するための訓練や助言
  - ・関節拘縮等の予防・訓練
  - ・福祉機器・住宅改修に関する相談・助言
  - ・自分の意志等を伝える工夫や助言
  - ・生きがいづくりなど
- ⑦ 介護者の相談
  - ・日常の健康相談
  - ・介護方法や介護用品の相談・助言
  - ・不安やストレス緩和

2 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める額とする。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、  
医療保険適用時は事務所より10km以上の距離の訪問は1日300円、15km以上は 350 円、20km以上は400円、25km以上は450円の徴収とし、週5日を限度とする。  
介護保険適用時は福井市以外の利用者は訪問看護費の5%を徴収する。
- 4 死後の処置料は、5,000円とする。
- 5 営業日以外に訪問が発生する場合、1回の訪問につき追加の利用料金は1,000円とする。
- 6 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福井市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。また、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

- ・ 緊急時の連絡体制あり(図1)  
緊急対応時の記入用紙に記載及び看護記録にも必要な事項を記録する。
- ・ 特別管理加算に係る連絡体制あり(図2)  
病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備する
- ・ ターミナルケア体制あり(図1)  
ターミナルケアの看護記録に関して、ターミナルケアの利用者の心身の状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第9条 訪問看護ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後6カ月以内
- (2)継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止について)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものと

する。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。

(4)

適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附則(令和3年9月1日変更) この規程は、令和3年9月1日から実施する。

附則(令和4年3月1日変更) この規程は、令和4年3月1日から実施する。

附則(令和4年8月18日変更) この規程は、令和4年8月18日から実施する。

附則(令和4年11月1日変更) この規程は、令和4年11月1日から実施する。

附則(令和6年6月1日変更) この規程は、令和6年6月1日から実施する。